

埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について

主たる生計維持者の失職等・死亡・離婚・被災が以下の要件に該当するご家庭について、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。

なお「失職等」の要件について、前年度から一部変更がありました。申請年度を遡って申請することは出来ませんので、申請漏れのないようご注意ください。

	失職等	死亡・離婚※ ¹	被災
対象となる期間	令和 6 年 1 月 2 日～ 令和 8 年 12 月 31 日	令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日	
所得要件	前年所得が少ない方の 保護者の前年年収が 約 590 万円未満相当	前年所得が少ない方の 保護者の前年年収が 約 720 万円未満相当 (判定額※ ² 212,700 円未満)	前年の世帯年収が 約 720 万円未満相当 (判定額※ ² 212,700 円未満)
家計急変要件	自己都合を含めた予期 できない失職や休職 (対象とならない場合を参照)	前年の収入が多い方の 保護者の死亡・離婚に より親権喪失	災害(地震・水害・火事 等)により半壊以上

※1 共同親権を選択して離婚した場合は急変事由に該当しません。

※2 通常の判定額の算出方法に同じ。なお、支給対象生徒が平成 22 年 1 月 2 日～4 月 1 日早生まれの場合、以下の計算式を用いる。

【判定額】＝(【(市町村民税の)課税標準額】－33 万円)×0.06－【市町村民税の調整控除額】

● 補助開始月

補助開始月は、以下 1、2 のうちいずれか遅い月とする。

- ① 当該年度の初月(令和 8 年 4 月)
- ② 家計急変発生日の翌月(月の初日が家計急変発生日の場合は当月)

● 補助終了月

補助終了月は、以下①～③のうちいずれか早い月とする。

- ① 当該年度の末月(令和 9 年 3 月)
- ② (事由発生日が令和 6 年 1 月 2 日～令和 7 年 1 月 1 日の場合)令和 8 年 6 月
- ③ (再就職・復職・再婚等の事由があった場合)左記事由が発生した月(※月の初日の場合は前月)

● 対象とならない場合

定年退職、有期雇用契約の満了(雇止め等を除く)、懲戒解雇、早期退職優遇制度等による勧奨退職、産休 等